

渡良瀬遊水地周辺地域に関する調査研究について

〈地域活性化研究と「わたらせ検定」〉

客員研究員 長濱 元(東洋大学名誉教授)

1. 渡良瀬遊水地周辺地域に関する調査研究と「わたらせ検定」の研究・実施について

(1) 渡良瀬遊水地周辺地域の研究への取り組み

板倉キャンパスの設置当初は群馬県との関係から、地域とのかかわりも板倉町および館林市などの群馬県内を研究対象とするものが多かった。地域活性化研究所設置以降もその傾向が強かったため、筆者は渡良瀬遊水地を中心に位置付けて周辺地域の活性化をテーマとする地域活性化研究に取り組むこととした。主な調査研究は下記の2つのプロジェクト研究である。

① 「市町村の連携による地域資源の活用と活性化に関する研究」(研究代表者：長濱 元)

本研究は平成19～21年度に実施した。研究対象とする地域の中心に所在する「渡良瀬遊水地」は豊かな自然環境を提供しているといっても、それは100年ほど以前に渡良瀬川・利根川の治水対策と足尾銅山による鉱害対策を含めて人工的に建造された構造物である。したがって、渡良瀬遊水地の存在は自然そのままの自然環境ではなく、自然の改造によって生まれた人工的な自然環境、すなわち自然の改造と人間の生活環境の改善を大規模に学習する対象として、他には見られない格好の教材なのである。

これらの条件と限られた研究期間を考慮して、初年度はキャンパスの所在地である板倉町を中心として基本的な準備を行い、2年次・3年次においては隣接する旧北川辺町、旧藤岡町に研究対象を広げ、他の3つの市・町については可能な範囲で取り上げることとした。

また、研究対象地域の地域資源とその活性化を研究するためには比較すべき地域を参考とすることが必須であり、国内のいくつかの地域を事例研究として幅広く研究することとした。それらは群馬県内では館林市を初めとする上毛地域の観光事業、当時世界産業遺産に登録運動中の富岡製糸場、茨城県の桜川市(旧真壁町)、長野県の飯田市、「一村一品運動」で有名となった大分県の日田市(旧大山町)、由布市(旧湯布院町)などであった。

② 「社会環境の激変に対応する渡良瀬遊水地周辺地域の地域活性化活動に関する研究」(研究代表者：竹内 章悟)

本研究は平成23～24年度に実施し、上記①の研究の続編になるものであり、前研究で具体的に対象とできなかった遊水地東側の小山市、野木町、古河市および大型合併により拡大した新栃木市、新加須市の一部をも調査の対象に含めて行っている。

渡良瀬遊水地周辺の6つの地方自治体(4市・2町)では、以前からそれぞれ独自に地域の活性化を目指す地域政策に取り組んでいる。しかし、社会環境が激変していく将来社会においては、個別の自治体単独の対応では無理な場面も生じてくるであろう。それを乗り越えるためには、この地域全体の共通の基盤となる知識と意識の向上および政策(事業)基盤の構築が重要となると考えた。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災が与えた地域への社会的影響も大きかった。とりわけ渡良瀬遊水地の環境と生態系の保全に関して暗い影を落としていた。しかし一方では、平成24年7月に渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地として登録されたことにより、渡良瀬遊水地を地域活性化のために

活用していく局面が生まれ、それに伴う施策開発の動きが新しい追い風となっている。

それらの動向を見ながら、本研究の結論として、それらの共通基盤となる「知的基盤（研究センターもしくは博物館）」の構築およびその手段としての「わたらせ検定」実施について提言している。

2. 「わたらせ検定」の意義と地域活性化との関係について

(1) 「ご当地検定」としての「わたらせ検定」の位置づけ

「ご当地検定」とは、ある特定の地域に関する文化や歴史などの知識を測る試験のことを指している。最初の「ご当地検定」は平成 15 年 9 月に日本文化普及交流機構が実施した「博多っ子検定」である。その後「京都検定」、「奈良検定」などの他、全国各地で実施されるようになり、一時は 300 を超えるほどの盛況をみたが、平成 20 年ころからブームも下り坂になり、中止されるものも多くなっていた。

それに対して、渡良瀬遊水地周辺地域では、近年「小山検定」（小山市観光協会：平成 25 年以降）、「加須うどん・こいのぼり検定」（加須市：平成 26 年以降）、「とちぎ文化検定」（栃木市教育委員会：平成 27 年開始）が実施され、「ご当地検定」が普及し始めたところである。

筆者は前記の研究において、平成 24 年 12 月に日光市を視察し、日光市と日光商工会議所が共同で実施している「日光検定」についてヒアリングし、その実施状況を調査した。「わたらせ検定」は、このときの調査をベースに各地の事例を参照して研究を進めてきた。

「わたらせ検定」の場合は、「ご当地」としての地域基盤を渡良瀬遊水地周辺（4 県・4 市・2 町）および渡良瀬川流域（2 県・7 市）に想定しているため、これまでの研究にはない地域的枠組みと資料の収集を新たに実施する必要が生じた。この場合、渡良瀬遊水地が建設されざるを得なかった自然的・歴史的・産業的（治水・鉱害の問題を含む）要因をカバーする必要があり、その内容は上記研究の結論として、知的基盤構築の必要性とそれを「見える化する手段」として「わたらせ検定」を位置付けたのである。

(2) 「わたらせ検定」の目的と意義

① 検定の目的

ア) 渡良瀬遊水地の歴史や生態系に関する知識を広く社会に普及して、渡良瀬遊水地および周辺地域の知名度を向上させること。イ) 渡良瀬遊水地周辺住民の渡良瀬遊水地および渡良瀬川流域に関する関心を強化し、渡良瀬遊水地

と地元的生活文化に関する知識（リテラシー）の向上を図るとともに、副産物として広い意味での“愛郷心”の醸成にも資すること。

② 検定実施の意義

渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されて以降、周辺の自治体や関係団体が各種の活発な活動を通じてその意義を普及しているが、それらの認識と活動にはかなりの温度差もみられる。今後は広く共有された知識の上に立ち、共通の基盤を持った意識を醸成していくことが必要である。

渡良瀬遊水地周辺の自治体や団体、住民が全体的・公共的な視点から見て、かつ域外の人たちから見ても有意義な取り組みを可能とさせるためには、遊水地とその周辺に関する基礎的な知識を確立することが必要である。それぞれの利害や興味・関心による差異は当然あるが、共通に保持しなければならない基本的な知的基盤の向上は、今後の渡良瀬遊水地と周辺地域の持続的発展のために必要な前提条件で

あると考えられる。

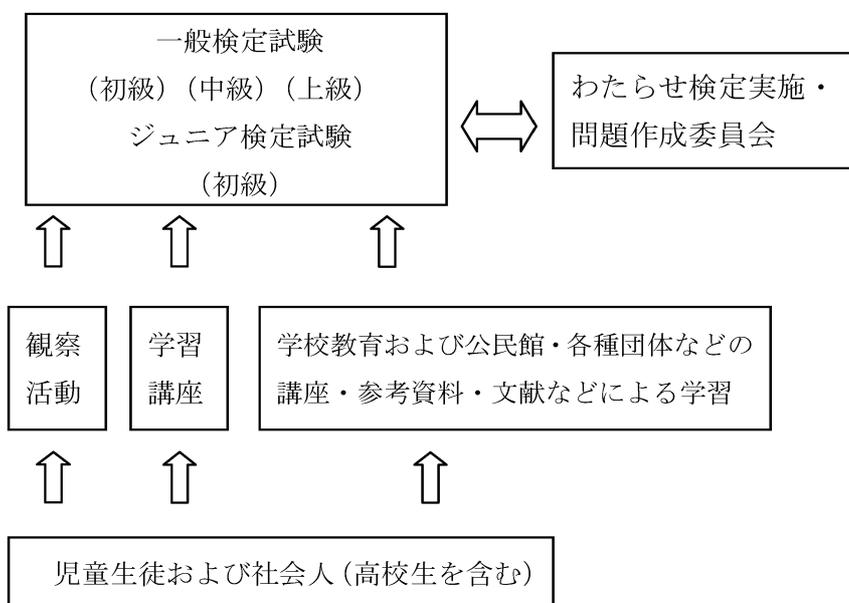
地域の専門家および一般住民がそれぞれの立場から研鑽することにより、この地域全体の知性（リテラシー）がレベルアップし、ますます日本中・世界中から評価されるようになることの『手段』として成長することがこの検定実施の大きな意義となるであろう。

3. 「わたらせ検定」の準備と実施

(1) 「わたらせ検定研究会」の立ち上げと活動

「わたらせ検定」の研究と実施のため、「わたらせ検定研究会」（代表：筆者）を平成 25 年 1 月に立ち上げて作業を開始した。研究会のメンバーは、地域活性化研究所の事業として筆者が中心となって実施してきた「自然体験活動に関する指導者養成講座」の参加者・協力者を中心に声をかけ、筆者を含めて 10 名の研究会メンバーにより準備を進めた。

「わたらせ検定」の構造図概要



作業の内容としては、「わたらせ検定」実施の理念や必要性、目的、対象地域の範囲などについて協議するとともに、検定問題の作成にも分担して取り組んだ。研究会は平成 25 年 1 月から 27 年 2 月までに 8 回開催し、理念等の問題点を整理するとともに第 1 回の実施に必要な問題の作成を終えた。当面の「わたらせ検定」の概要（イメージ）は上図のとおりである。

4. 渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録と地域の状況について

(1) 登録の経緯とそれに伴う諸条件について

渡良瀬遊水地をラムサール条約湿地に登録させようという運動は 1990 年代初めからあったが、その条件が成熟せずなかなか進捗しなかった。それが 2000 年代に入ってじょじょに条件の整備が進められた。ラムサール条約湿地の登録地になるためには大きく分けて下記の 3 つの条件をクリアする必要があった。

- ①国際的な9つの基準のいずれかを満たしていること。
- ②国の指定する鳥獣保護区などとして保全が担保されていること。
- ③地元自治体および関係機関（国を含む）からの賛意を得たものであること。

従前、①については幾つか条件を満たしていたが、②と③については条件が整っていなかった。しかし、10年余り前から国（国土交通省、環境省）の方針が変わり、それに伴って具体的な施策が進展してきたことにより、条件がそろそろ見通しが出てきた。

具体的には、国土交通省が平成14年から利根川上流河川事務所に設置してきた「渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会」による検討の結果、平成22年3月に「渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画」を策定し、その最終章で『渡良瀬遊水地をラムサール条約湿地に登録する地元の声も尊重し、「水と緑のネットワーク」の一拠点として、多様な魅力を持つ湿地とするとともに、将来はトキやコウノトリが舞うような魅力的な地域づくりの一助となるよう関係者と共同・連携を強めていく』と前向きな文章を記述したことである。

それに対応して、遊水地では以前より大がかりな湿地再生試験のための掘削に着手している。また、鳥獣保護法だけではなく、河川法や河川整備計画、さらに保全・再生基本計画をラムサール条約湿地の法的担保として登録を可能とする調整を環境省と進めてきた。これにより、上記②の条件をクリアすることができた。さらに平成23年9～10月には環境省と利根川上流河川事務所が地域住民対象の説明会を地元の市・町と共同で実施し、③の条件をクリアするための活動が行われた。

その結果、平成24年5月に環境省によりラムサール条約湿地登録の候補とする国内10カ所のひとつに選定され、7月3日にはユネスコにおいて開催された委員会で渡良瀬遊水池を含む日本から推薦された湿地のうちの9カ所がラムサール条約湿地として承認されたのである。

（2）コウノトリ・トキの野生復帰事業について

平成21年末、国土交通省関東地方整備局河川部では「南関東エコロジカル・ネットワーク形成に関する検討委員会」を発足させるとともに、その検討項目のひとつとして「南関東におけるコウノトリ・トキを指標とした河川および周辺地域における水辺環境の保全・再生方策の検討と、将来のコウノトリ・トキの野生復帰に向けた魅力的な地域づくりのための地域振興・経済活性化方策の検討」を目的とする事業を取り上げた。

この事業については利根川流域の市町村が大いに関心を示し、平成22年7月には千葉、埼玉、茨城、栃木4県下の27市町村が「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」を組織し、活動を開始している。会長（代表幹事）には千葉県野田市長、副会長（副代表幹事）には栃木県小山市長が就任している。その後、このフォーラムには平成23年5月に栃木県栃木市と茨城県東海村が新たに参加し、加入自治体数は29市町村に増えた。小山市の積極的な事業にはこのような背景がある。

5. 渡良瀬遊水地の「自然博物館（エコミュージアム）」化構想について

（1）民間団体等による運動の経緯

平成2年に国により「渡良瀬遊水地の開発計画」が発表され、ゴルフ場の増設計画と第2貯水池の整備計画が明らかになった。この開発計画を中止させるために、関東6都県の自然保護関係16団体が新たに「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」を設立した。その活動の目標の中に「未来像『渡良瀬

遊水池エコミュージアム・プラン』の作成と提唱」があった。

『渡良瀬遊水池エコミュージアム・プラン』については、1990年代には渡良瀬遊水池全体を大きくわしずかみにした「まるごと博物館構想」のような大雑把な構想であった。「渡良瀬遊水池の開発計画」に対する反対運動の中で学習が進むにつれて次第に具体的な内容となっていく。2000年代に入ると、上記住民協議会の依頼を受けて「わたらせ未来基金」により「わたらせ未来プロジェクト」が提案された。この提案では自然博物館の範囲は渡良瀬遊水池の境界を超えて南は霞ヶ浦との連携、北は足尾山地の緑化運動までを視野に入れた壮大な自然博物館（環境学習）構想となっている。

また一方では、国土交通省により第1次（平成4～7年）、第2次（平成9～12年）にわたる「渡良瀬遊水池の自然保全と自然を生かした利用に関する懇談会」が開催され、これには上記の「利根川流域住民協議会」と「わたらせ未来基金」の代表世話人が委員として参加し、平成12年3月には「渡良瀬遊水池の自然保全と自然を生かしたランドデザイン」が公表された。同年8月には国土交通省により「第二貯水池建設計画の中止」が決定され、国の方針の変更がもたらされた。



第二調整池における湿地再生試験事業
(平成27年6月30日撮影)



小山市桜堤上の事業説明看板
(同左)

続いて平成14年には前記の「渡良瀬遊水池湿地保全・再生検討委員会」が利根川上流河川事務所に設置され、それ以前の懇談会と同様に「利根川流域住民協議会」と「わたらせ未来基金」の代表世話人が委員として参加した。上記懇談会およびこの検討委員会には部会として専門家による調査・モニタリングのための組織が設けられ、科学的データ、現場の状況・変動などに関する多量の資料が収集された。その結果平成22年3月には「渡良瀬遊水池湿地保全・再生基本計画」が策定され、以後この計画にしたがって渡良瀬遊水池湿地保全・再生事業が進められており、事業の中心は第二調整池に絞られてきた。ここでは平成17年度以降地盤の掘削事業などの湿地保全・再生のための試験事業が進められている。

(2) 小山市による事業計画について

小山市は渡良瀬遊水池周辺4市・2町の中で最も積極的にエコミュージアム化事業に取り組んでいる。それは大久保寿夫市長の熱意に負うところが大きい。その背景は前述したが、その延長上に小山市の渡良瀬遊水池湿地保全・再生事業は位置付けられ、「小山市治水促進・ラムサール条約湿地登録・コウノトリ野生復帰推進事業」として事業化された。そして、平成26年には「渡良瀬遊水池関連5カ年計画」も策定され、その目玉として同年に「渡良瀬遊水池第2調整池エコミュージアム基本計画懇話会（野木町がオブザーバー参加）」が設置され、平成27年3月に「渡良瀬遊水池第2調整池エコミュージアム基本

計画」が作成されている。



小山市が立てたコウノトリ営巣用タワー
(下生井地区に2基ある：平成27年11月)



平成27年10月小山市下生井地区に
飛来したコウノトリ

ただし、この計画はまだ小山市単独の計画なので、計画の対象区域は渡良瀬遊水地第2調整池の小山市の市域の範囲内にとどまっており、限定された範囲でのエコミュージアム化計画となっている。第2調整池の残りの区域は栃木市の行政区域となっているが、栃木市との調整は今後の課題となっている。また、栃木市では平成25年度から遊水地のボランティアガイドの養成事業を開始し、27年度からガイド事業が開始されている。その他の問題を含めて、国や遊水地周辺自治体などとの調整、従来のエコミュージアム構想との関係には多くの調整すべき課題が残されていると推測される。

6. 渡良瀬遊水地のエコミュージアム化と「わたらせ検定」のコラボレーション

いろいろな問題をクリアしていくためには、地域住民の理解と協力が必要であり、そのためにはどのような手段が最も効率よく・スピーディであるかということも検討する価値があると考えられる。これまでも個々の自治体や国の機関等が事前の連絡調整会議を持って広報や個別の事業が行われてきているが、個別の自治体や地域の境界を取り払うような性格の事業が必要であり、それは何か個別の利害を超えたような事業がふさわしく思われる。

そのような手段として筆者が考えたのが「ご当地検定」としての「わたらせ検定」である。渡良瀬遊水地周辺・渡良瀬川流域のさまざまな知識を客観的な立場から知的課題として出題し、受検者が知的好奇心からチャレンジして知らず知らずのうちに、渡良瀬遊水地に関する知見を広めていくこと。その集積が地域住民の知的基盤となって「渡良瀬遊水地エコミュージアム」の存在をより価値あらしめるものにしていくことを狙っている。